

金銭型ETFの設定交換の決済に係る清算制度改善について

2024年4月25日
株式会社日本証券クリアリング機構

I. 趣旨

2021年1月より開始したETF設定交換の決済に係る清算制度について、金銭設定・金銭償還型ETF（以下「金銭型ETF」という。）の設定交換プロセスの利便性向上を目的として、当社清算制度の一部見直しを行う。

II. 概要

項目	概要	備考
1. 債務引受 (1) 当事者間の債務負担に関する合意	<ul style="list-style-type: none">金銭型ETFの設定交換の債務引受に関して、現物清算参加者がETF設定交換プラットフォームを通じて行った設定交換及び当社に対する債務引受の申込みをETF特別清算参加者が承諾したとき、現物清算参加者とETF特別清算参加者との間において、以下の債務を負担する旨が合意されたとみなす。<ul style="list-style-type: none">① 金銭型ETFの引渡債務② 申込承諾日（ETF特別清算参加者がETF設定交換の申込を承諾した日をいう。以下同じ。）の翌営業日に確定する計算書（ETF特別清算参加者が取引内容を特定するために必要な事項を記載した書類をいう。以下同じ。）に記載される金銭型ETFの値段及び申込口数から計算した金銭の支払債務	<ul style="list-style-type: none">現行は、現物設定・現物交換型ETFと同様、設定交換の申込みに係る計算書が確定したときに、当事者間の債務負担に関する合意があったとみなすとしている。
(2) 当社による債務引受	<ul style="list-style-type: none">当社は、上記の現物清算参加者とETF特別清算参加者との間の各債務について、原則、申込承諾日に当社が引き受けるべき債務の内容を確認したときに、債務引受を行う。	

項目	概要	備考
<p>2. 決済方法</p> <p>(1) 現物清算参加者における取扱い</p> <p>(2) ETF特別清算参加者における取扱い</p> <p>3. その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・当社と現物清算参加者との間の金銭型ETF及び金銭の授受については、DVP決済におけるネットティングの対象に含めて決済を行うものとする。DVP決済のために授受する金銭の額の算出に用いる約定値段は、原則として申込承諾日に算出されるDVP清算値段とする。 ・上記の約定値段と計算書に記載された金銭型ETFの値段との差額について、DVP受払代金に含めて授受を行う。 ・当社とETF特別清算参加者との間の金銭の授受については、計算書に記載された金銭型ETFの値段を用いてDVP予定受払代金に含めて行う。 ・その他所要の改正を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・現行は、計算書に記載された金銭型ETFの値段を約定値段としている。 ・当該差額については、証券決済未了発生時に繰り延べられる金銭の授受と同様に、DVP予定受払代金には含めない。 ・申込承諾日に算出する当初証拠金の計算において、当該差額に関するリスクを加味する方法を検討する。

III. 実施時期（予定）

2025年度第2四半期を目途に実施する。

以上